

茨城県中央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和6年4月1日

条例第8号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を確保するため、茨城県中央環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 茨城県中央環境衛生組合情報公開条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第6号）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県中央環境衛生組合情報公開条例（平成12年茨城県条例第8号）第12条の2第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 茨城県中央環境衛生組合個人情報保護法施行条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第7号）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県中央環境衛生組合個人情報保護法施行条例（令和5年茨城県条例第3号）第5条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 茨城県中央環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和6年茨城県中央環境衛生組合条例第 号）第2条の規定によりその例によることとされる茨城県中央環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例（令和5年茨城県条例第1号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5) 茨城県中央環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例第2条の規定によりその例によることとされる茨城県中央環境衛生組合議会個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(組織及び調査審議の手続等)

第3条 審査会の組織及び調査審議の手続等については、茨城県中央環境衛生組合個人情報保護審査会条例（令和5年茨城県条例第4号）の例による。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。